

水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書

玉川上水沿い周辺地区 延べ面積 3,000 m²以上

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

(1) 配置

①玉川上水沿いの自然環境に対して、通風、日照、開放性に配慮したオープンスペース等を確保し、玉川上水のみどりを周辺のまちから見通すことができるよう視界を確保した配置とする。

記載欄

②壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまちなみに配慮した配置とする。

記載欄

③玉川上水にも建築物の顔を向けた配置とする。

記載欄

④地域の景観資源となる樹木等がある場合は、これらを活かした建物の配置とする。

記載欄

⑤建築物の正面以外の部分や遠方からの見え方に配慮した配置とする。

記載欄

⑥周辺が住宅地の場合、隣地に圧迫感を与えることのないような配置を工夫する。

記載欄

(2) 規模

① さは、周辺の建築物郡のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に、玉川上水や上水に面する歩道や道路の樹木と隣接する敷地では、玉川上水に面する建築物の高さが、玉川上水や上水沿いの樹木の最高高さを超えないよう工夫する。

記載欄

②玉川上水沿いの散策路や周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮した規模とする。

記載欄

(3) 形態・意匠・色彩
①形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、玉川上水の自然環境や周辺建築物と調和を図る。
記載欄
②玉川上水の樹林への日照や通風など、自然環境に配慮した形態とする。
記載欄
③外壁は玉川上水に面する壁面を分節化するなど、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る。
記載欄
④色彩は、まちなみに調和したものとし、表-1（杉並区景観計画 P94 参照）に定める基準に適合したものとする。
記載欄
⑤看板や広告は、目立つことだけを目的とせず、周辺環境に配慮して節度ある色彩やデザインとする。
記載欄
⑥外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った形態・色調・素材とする。
記載欄
⑦屋外階段は建物本体との一体感や調和に配慮したデザインとし、周囲に与える違和感や突出感をなくす工夫をする。
記載欄
⑧配管設備やダクト類は外壁面に露出させないように工夫する。
記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化等
①玉川上水沿いのオープンスペースは、出来るだけ隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。
記載欄
②敷地内はできる限り緑化を図り、玉川上水のみどりと一体となった厚みと広がりのある空間とする。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。
記載欄

③緑化にあたっては、武蔵野のみどりに適した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。

記載欄

④屋上に設備等がある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲からの見え方に配慮する。

記載欄

⑤平面駐車場は、まちなみの中で目立たない配置とし、周囲の植栽等の修景に努める。

記載欄

⑥自転車駐車場は植栽等で隠すか建物内に駐車スペースを確保するように努める。

記載欄

⑦門や塀は、周辺環境や建物本体に調和した形態・素材・色彩を使用する。

記載欄

⑧擁壁は、植栽可能な法面としたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施すことにより、壁面に柔らか味を出すように工夫する。

記載欄

⑨ごみ置き場は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まちなみのなかで目立たないように工夫する。

記載欄

⑩閑静なまちなみでは、過度な屋外照明は使用しない。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄